



2023年11月13日

各位

会社名 TOPPAN ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 磨 秀晴
(コード番号 7911 東証プライム市場)
問合せ先 代表取締役副社長執行役員 COO 坂井 和則
(電話番号 03-3835-5588)

当社および当社子会社従業員に対する株式交付制度導入に関するお知らせ

当社は、2023年11月13日開催の取締役会において、当社および当社子会社3社（TOPPAN株式会社、TOPPAN デジタル株式会社および TOPPAN エッジ株式会社）の本雇社員（以下、「対象従業員」といいます。）を対象とした株式交付制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

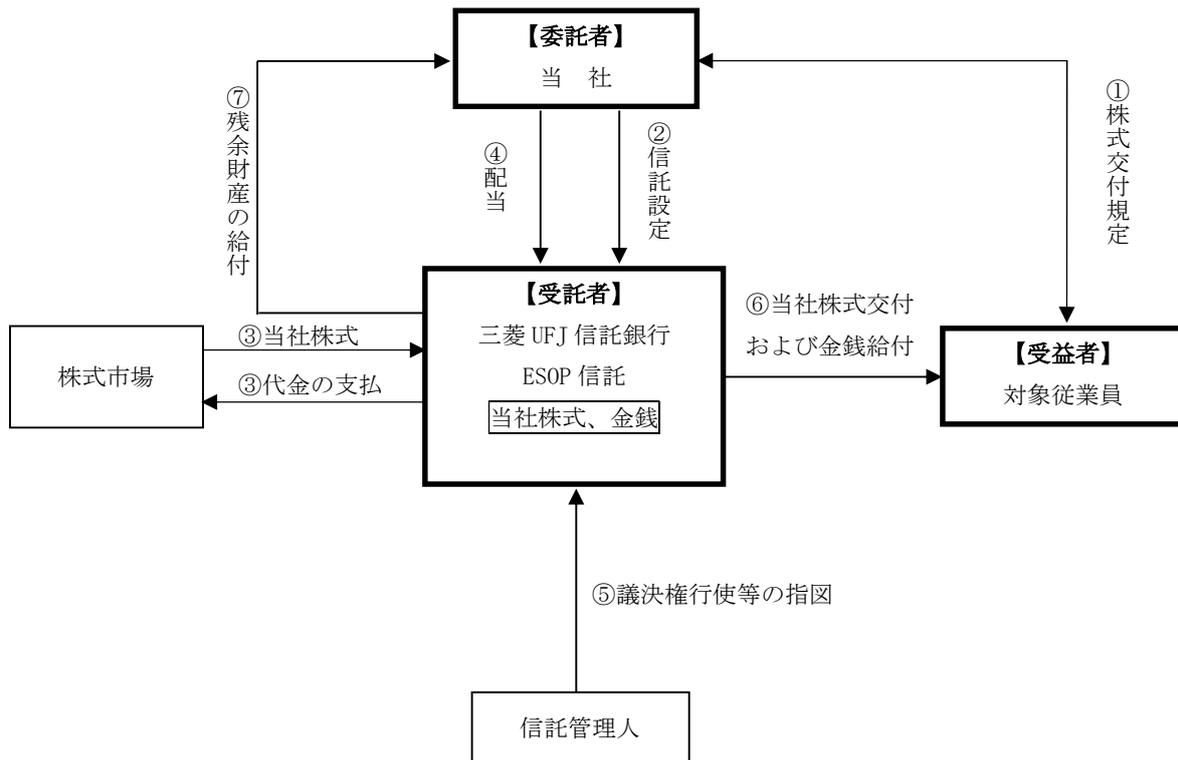
- (1) 当社は、“Digital & Sustainable Transformation”をキーコンセプトに、社会やお客さま、トッパングループのビジネスを、デジタルを起点として変革させる「DX (Digital Transformation)」と、事業を通じた社会的課題の解決とともに持続可能性を重視した経営をめざす「SX (Sustainable Transformation)」によって、ワールドワイドで社会課題を解決し、持続可能な社会の実現と企業価値の向上をめざしております。

2023年5月に公表した「トッパングループ新中期経営計画（2023年4月～2026年3月）」の実現に向けて、グループ理念「TOPPAN's Purpose & Values」のもと、グループの全従業員一人ひとりが同じ価値観や思いで仕事に取り組み、社会からの期待を超え、さらなる革新を目指して、ステークホルダーの皆さまと共に、持続可能な未来に向けたあゆみを続けております。

- (2) 今般、対象従業員が一丸となって株主の皆さまと同じ目線に立ち、中長期的な企業価値向上の意識を高めることを目的に、人的資本経営の実現の一環として、本制度を導入することといたしました。本制度の導入により、対象従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、対象従業員における株価への関心および業績向上への意識の高まりや、これまで以上に意欲的に業務遂行に取り組むこと、より一層のグループエンゲージメントの醸成に寄与することが期待されます。
- (3) 本制度は、当社が掲げる新中期経営計画の対象期間である3事業年度（当初は2023年度から2025年度）の達成状況に応じて、予め当社が定めた株式交付規定に基づき当社株式を交付する仕組みです。米国のESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした従業員インセンティブ・プラン（以下、「ESOP 信託」といいます。）であり、取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を、一定の要件を充足する対象従業員に交付および給付（以下、「交付等」といいます。）するものです。

なお、当該新中期経営計画の達成状況によって新たに策定する中期経営計画を本制度の対象期間とすることがあります。

2. ESOP 信託の仕組み



①当社は、ESOP信託の導入に際して株式交付規定を制定します。

②当社は受益者要件を充足する対象従業員を受益者とするESOP信託を金銭で設定します。

③ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、上記②で当社が拠出した金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。

④ESOP信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。

⑤信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

⑥当社の株式交付規定に従い、一定の要件を満たす対象従業員に対して、当社株式等の交付等を行います。

⑦ESOP信託の清算時に、受益者に当社株式等の交付等が行われた後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足する対象従業員への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

(ご参考) 信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	対象従業員に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	対象従業員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	2023 年 12 月 1 日（予定）
⑧信託の期間	2023 年 12 月 1 日～2026 年 12 月 31 日（予定）
⑨制度開始日	2023 年 12 月 1 日（予定）
⑩議決権行使	受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限金額	7,500 百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む）
⑬株式の取得時期	2023 年 12 月 6 日（予定）～2024 年 1 月 31 日（予定） （なお、決算期(中間決算期、四半期決算期を含む)末日以前の 5 営業日から決算期末日までを除く）
⑭株式の取得方法	株式市場より取得

以 上